

令和3年度全国高等学校教育改革研究協議会 発表資料

奈良県教育委員会
学校教育課 尾崎 慈昭

- 1 スクール・ミッションやスクール・ポリシーについて
 - ・教育委員会規則に「奈良県教育振興基本計画の計画期間における学校運営に関する計画（中期計画）」を新たに規定し、各県立学校に同計画の策定及び公表を義務付けた。（10月に議決）
 - ・中期計画は奈良県教育振興基本計画の計画期間4年を区切りとし、中期計画には、スクール・ミッション、3つのスクール・ポリシー、奈良県教育振興基本計画が示す各テーマごとの学校教育目標を示すこととしている。
 - ・中期計画の策定については令和4年2月に各県立学校から案を提出、4月から適用の予定。

- 2 教育委員会規則改正に関わって
 - ・中期計画の新規規定に伴い年度計画や学校評価など一連の流れをまとめることとした。
 - ・各年度の「学習指導、生徒指導、進路指導等の計画」については、中期計画を踏まえて定められることとなる。
 - ・学校評価についても中期計画に基づき、前年度の成果と課題を踏まえて当該年度の目標値等を設定することとなる。